



® 令和2年 6月11日(木)  
(2020年)

No. 15189 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ②⑥  
効果的記載のクレームアップ…………… (1)

知財の常識・非常識 ②⑥

# 効果的記載のクレームアップ

桜坂法律事務所

弁護士 堀籠 佳典

## 1. はじめに

とくに化学の分野において、ある組成物の成分構成を所定の数値範囲のものとすることによって、当該物が好ましい物性を備える(効果を奏する)という知見を得て特許出願する場合、特許請求の範囲は、当該組成物を構成する各成分(の含有量)を具体的な数値範囲で特定するのが一番自然です。当該知見

は、組成物につき好ましい物性を得ることを目的とし、この目的を達成する手段として組成物の成分構成を所定の数値範囲のものとするものだからです。

しかし、実際には、当該数値範囲の組成物であっても、何らかの理由により当該好ましい物性を有しない(発明の効果を奏しない)特異点等が存在する可能性は否定できませんし、成分を網羅的に記載す

## 21世紀は知力・英知の時代

### 特許業務法人 英知国際特許事務所

創立 1922年

所長弁理士 岩崎 孝治	所長代理弁理士 七條 耕司	副所長弁理士 小橋 立昌	弁理士 鈴木 康裕
意匠部長弁理士 関口 剛	商標部長弁理士 岩崎 良子	調査部長弁理士 郡山 順	国際部長弁理士 田口 滋子
特別顧問弁理士 細井 貞行	弁理士 紀田 馨	管理部長 菅野 公則	特別顧問 岡本 清秀 (日本ライセンス協会 元会長)

[東京本部] 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13 TEL 03-3946-0531 FAX 03-3946-4340

[赤坂サライト] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-21-601 TEL 03-6206-6479 FAX 03-6206-6480  
(意匠・商標部門)

[帯広・仙台・山形・神奈川・浜松・名古屋・大阪各支部]

<http://www.eichi-patent.jp>

ることができないあるいは適切でないことなどもあります。このような理由から、特許請求の記載においては、組成(各成分の数値範囲)だけでなく、好ましい物性(効果)そのものを記載する(クレームアップする)ことがあります。

今回は、このように特許請求の記載に効果的記載を入れることのメリット・デメリットについていくつかの判例を参考に考えてみました。

以下では、特許請求の範囲の記載で、組成物を構成する各成分を具体的な数値範囲で特定する記載を「組成要件」といい、好ましい物性で特定する記載を「物性要件」(ないしは効果的記載)といいます。

## 2. 効果的記載を入れることの適否(知財高判平成19年10月10日・平成18年(行ケ)第10232号)

効果的記載(物性要件)を特許請求の範囲に入れることの意義を述べた判決例として、知財高判平成19年10月10日・平成18年(行ケ)第10232号があります。

当該事案で問題となった特許は、発明の名称を「低融点光学ガラス」とする特許第3255390号であり、その発明は、光学ガラスを精密プレス成形に使用する場合には、屈伏点が低く(570℃以下)、液相温度が低い(930℃以下)ものが適していることから、そのような物性を備えた光学ガラスを得ることを目的(の1つ)としています。

【請求項1】重量%で表示して、 $P_2O_5$ を14～32%、 $B_2O_3$ を0.5～16%、 $Nb_2O_5$ を18～52%、 $Li_2O$ を0.3～6%、 $Na_2O$ を5.5～22%および $SiO_2$ を0.1～5%未満含み、ガラスの屈伏点が570℃以下であり、液相温度が930℃以下であり、精密プレス用に用いられることを特徴とする低融点光学ガラス。

この請求項1は以下の組成要件と物性要件を含んでいます。

組成要件：「 $P_2O_5$ を14～32%、 $B_2O_3$ を0.5～16%、 $Nb_2O_5$ を18～52%、 $Li_2O$ を0.3～6%、 $Na_2O$ を5.5～22%および $SiO_2$ を0.1～5%未満含み、」

物性要件：「ガラスの屈伏点が570℃以下であり、液相温度が930℃以下であり、」

このように、「ガラスの屈伏点が570℃以下であり、液相温度が930℃以下であり、」という効果的記載(物

性要件)をクレームアップすることの適否について、判決は以下のように述べています。

「ウ 上記記載によれば、「屈伏点」を下げる成分として、 $B_2O_3$ 、 $Nb_2O_5$ 、 $Li_2O$ 、 $Na_2O$ 、 $SiO_2$ を考慮し、「液相温度」を下げる成分として $SiO_2$ を考慮し、なお、 $SiO_2$ が、一方で、液相温度(L.T)における粘性を高めてガラスを失透させにくくする効果があるが、他方で、5%以上になると屈伏点( $T_s$ )が上昇するという問題が生ずることを考慮して、実施例1～6に係る組成の組合せ、並びに、従来技術である特開昭52-132012号公報、特公昭56-40094号公報、特開平5-51233号公報に開示された組成を比較例2～16として試験を行い、屈折率、分散性、屈伏点、液相温度の特性を測定し、実施例1～6に係る組成の組合せが屈伏点及び液相温度のいずれについても良好であり、屈伏点は565～520℃、液相温度は930～880℃の範囲にあること、しかも、光学レンズとして必要な高屈折率、高分散性をも満たしていることが開示されている。

・・・

また、本件発明1の組成についての網羅的な検討をしているわけではないから、特異点が存在する可能性はあるとしても、屈伏点、液相温度の上限という比較的単純な要件の設定であるので、実施例1～6の6点から、一般的に、屈伏点が570℃以下、液相温度が930℃以下となる傾向があることがあることが確認されているものと認められるから、本件発明1において、屈伏点を570℃以下、液相温度を930℃以下とした限定には合理性があるものというべきである。

したがって、「屈伏点570℃以下」及び「液相温度930℃以下」が被告の恣意的なものであるかのようによい、また、本件明細書の実施例から、いかにして本件発明1の組成要件が導き出されるのが不明であるなどともいう原告の主張は、採用することができない。」

この判決は、特異点が存在する可能性はあるが、組成要件を満たすことにより一般的に物性要件を満たす傾向があるので、物性要件を規定することには合理性があるとしました。

この判決に示されるとおり、発明の効果的記載を特許請求の範囲に入れることも一定の場合には合理的なものとして許容されています。

### 3. サポート要件との関係(知財高判平成29年10月25日・平成28年(行ケ)第10189号)

#### (1) サポート要件

サポート要件は、特許を受けるためには、特許請求の範囲(請求項)に記載される発明が「発明の詳細な説明に記載したものであること」でなければならないという要件です(特許法36条6項1号・サポート要件)。特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするからです(偏光フィルム事件判決・知財高判平成17年11月11日)。

特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断します。

では、特許請求の範囲に効果的記載を入れた場合、サポート要件充足性の判断はどのようにされるのでしょうか。

特許請求の範囲に入れられる効果的な記載はそれ自体発明の課題が解決された状態(発明の効果が生じた状態)を表現しています。上記(1)の事案でいえば、「屈伏点570℃以下」及び「液相温度930℃以下」の光学ガラスが欲しい(課題)、というときに、特許請求の範囲に「屈伏点570℃以下」及び「液相温度930℃以下」(物性要件)という限定を入れれば、形式的には、特許請求の範囲に記載された物(物性要件を満たす物)は、課題を解決していることとなるので、サポート要件を充足していることになりそうです(禪問答のようですが)。

しかし、欲しい物性を特許請求の範囲に記載してしまえばサポート要件を満たすとすれば、単に願望を記載すればよいこととなってしまい不当です。裁判所もそのような解釈はしていません。

効果的記載を含む発明とサポート要件との関係を論じたものとして、例えば、知財高判平成29年10月25日・平成28年(行ケ)第10189号があります。これも、上記2.の判決と同様に、光学ガラスに関する事件であり、発明の名称を「光学ガラス」とする特許出願(特願2012-233297号)において、組成要件+物性要件の形式で記載された発明のサポート要件充足性が問題となりました。

#### (2) 判旨

本件で問題となった特許請求の範囲の記載は以下のとおりです。

##### 【請求項1】

屈折率( $n_d$ )が1.78以上1.90以下、アッペ数( $v_d$ )が22以上28以下、部分分散比( $\theta_g, F$ )が0.602以上0.620以下の範囲の光学定数を有し、

質量%の比率でSiO<sub>2</sub>を10%以上40%以下、

Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>を40%超65%以下、

ZrO<sub>2</sub>を0.1%以上15%以下、

TiO<sub>2</sub>を1%以上15%以下

含有し、

B<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が0~20%、

GeO<sub>2</sub>の含有量が0~5%、

Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が0~5%、

WO<sub>3</sub>の含有量が0~15%、

ZnOの含有量が0~15%、

SrOの含有量が0~15%、

Li<sub>2</sub>Oの含有量が0~15%、

Na<sub>2</sub>Oの含有量が0~20%、

Sb<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が0~1%

であり、

TiO<sub>2</sub>/(ZrO<sub>2</sub>+Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>)が0.20以下であり、

SiO<sub>2</sub>、B<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、TiO<sub>2</sub>、ZrO<sub>2</sub>、Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、WO<sub>3</sub>、ZnO、SrO、Li<sub>2</sub>O、Na<sub>2</sub>Oの合計含有量が90%超であることを特徴とする光学ガラス。」

特許請求の範囲では、物性要件→組成要件の順で記載されていますが、組成要件+物性要件の形式で表現されている点では上記2.で問題となった特許発明と同様です。

組成要件:「質量%の比率でSiO<sub>2</sub>を10%以上40%以下、Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>を40%超65%以下、ZrO<sub>2</sub>を0.1%以上15%以下、

TiO<sub>2</sub>を1%以上15%以下含有し、B<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が0~20%、GeO<sub>2</sub>の含有量が0~5%、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が0~5%、WO<sub>3</sub>の含有量が0~15%、ZnOの含有量が0~15%、SrOの含有量が0~15%、Li<sub>2</sub>Oの含有量が0~15%、Na<sub>2</sub>Oの含有量が0~20%、Sb<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が0~1%であり、TiO<sub>2</sub> / (ZrO<sub>2</sub> + Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>) が0.20以下であり、SiO<sub>2</sub>、B<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、TiO<sub>2</sub>、ZrO<sub>2</sub>、Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、WO<sub>3</sub>、ZnO、SrO、Li<sub>2</sub>O、Na<sub>2</sub>Oの合計含有量が90%超である」

物性要件：「屈折率 (n<sub>d</sub>) が1.78以上1.90以下、アッペ数 (ν<sub>d</sub>) が22以上28以下、部分分散比 (θ<sub>g</sub>、F) が0.602以上0.620以下の範囲の光学定数を有し、」

本件の発明は、デジタルカメラのレンズなどに使用される光学ガラスは、高屈折率高分散であり(屈折率 (n<sub>d</sub>) が1.78以上)、部分分散比が小さい(アッペ数 (ν<sub>d</sub>) が30以下、部分分散比 (θ<sub>g</sub>、F) が0.620以下)ものが望まれているので、そのような物性(光学定数)を備えた光学ガラスを得ることを目的としますので、上記物性要件は、効果的記載であると言えます。

裁判所は、このような物性要件を用いて特定された発明のサポート要件充足性について以下のとおり判示しました。

「これを本願発明についてみると、まず、本願発明に係る特許請求の範囲(請求項1)の記載は、光学ガラスを本願組成要件及び本願物性要件によって特定するものであり、そのうち、本願物性要件は、「高屈折率高分散であって、かつ、部分分散比が小さい光学ガラスを提供する」という本願発明の課題を、「屈折率 (n<sub>d</sub>) が1.78以上1.90以下、アッペ数 (ν<sub>d</sub>) が22以上28以下、部分分散比 (θ<sub>g</sub>、F) が0.602以上0.620以下」という光学定数により定量的に表現するものであって、本願組成要件で特定される光学ガラスを、本願発明の課題を解決できるものに限定するための要件とすることができる。そして、このような本願発明に係る特許請求の範囲の構成からすれば、その記載がサポート要件に適合するものといえるために

は、本願組成要件で特定される光学ガラスが発明の詳細な説明に記載されていることに加え、本願組成要件で特定される光学ガラスが高い蓋然性をもって本願物性要件を満たし得るものであることを、発明の詳細な説明の記載や示唆又は本願出願時の技術常識から当業者が認識できることが必要というべきである。」

「・・・そして、前記イのとおり、当業者は、本願明細書の発明の詳細な説明の記載から、本願物性要件を満たす光学ガラスを得るには、「Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>成分を40%超65%以下の範囲で含有し、かつ、TiO<sub>2</sub> / (ZrO<sub>2</sub> + Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>) を0.2以下とする」ことが特に重要であることを理解するものといえるから、これらの条件を維持しながら、光学ガラスの製造において通常行われる試行錯誤の範囲内で上記のような成分調整を行うことにより、高い蓋然性をもって本願物性要件を満たす光学ガラスを得ることが可能であることも理解し得るといえるべきである。・・・

してみると、本願明細書の実施例に係る組成物の組成が、本願組成要件に規定された各成分の含有比率、「TiO<sub>2</sub> / (ZrO<sub>2</sub> + Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>) の値」及び「SiO<sub>2</sub>、B<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、TiO<sub>2</sub>、ZrO<sub>2</sub>、Nb<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、WO<sub>3</sub>、ZnO、SrO、Li<sub>2</sub>O、Na<sub>2</sub>Oの合計含有量」の各数値範囲の一部のものにすぎないとしても、本願明細書の発明の詳細な説明の記載及び本願出願時における光学ガラス分野の技術常識に鑑みれば、当業者は、本願組成要件に規定された各数値範囲のうち、実施例として具体的に示された組成物に係る数値範囲を超える組成を有するものであっても、高い蓋然性をもって本願物性要件を満たす光学ガラスを得ることができることを認識し得るといえるべきであり、更に、そのように認識し得る範囲が、本願組成要件に規定された各成分の各数値範囲の全体(上限値や下限値)にまで及ぶものといえるか否かについては、成分ごとに、その効果や特性を踏まえた具体的な検討を行うことによって判断される必要があるものといえる。」(下線付加)

### (3) 検討

このように、本判決は、物性要件を含むクレームの記載がサポート要件を充足するためには、「本願組成要件に規定された各数値範囲のうち、実施

例として具体的に示された組成物に係る数値範囲を超える組成を有するものであっても、高い蓋然性をもって本願物性要件を満たす光学ガラスを得ることができることを認識し得<sup>1</sup>え、かつ、「そのように認識し得る範囲が、本願組成要件に規定された各成分の各数値範囲の全体(上限値や下限値)にまで及ぶ」ことを各成分ごとにいえるときは、サポート要件を充足するとしました<sup>1</sup>。

つまり、組成要件+(効果的記載である)物性要件のクレームがサポート要件を充足するためには、組成要件を満たせば物性要件を満たすことにつき「高い蓋然性」があるといえることが重要です。特許請求の範囲に効果的記載を入れるのは、発明の効果を得る(課題を解決する)ための手段を示すというよりは、組成要件を充足しても何らかの理由により発明の効果を奏しないものを消極的に特許発明の範囲から除外することに意義があるといえるでしょう(組成要件が課題解決の手段となります。)

本判決は、「そのように認識し得る範囲が、本願組成要件に規定された各成分の各数値範囲の全体(上限値や下限値)にまで及ぶものといえるか否かについては、成分ごとに、その効果や特性を踏まえた具体的な検討を行うことによって判断される必要があるものといえる。」と判示しており、この記載からすると、本件では、組成要件において必須成分ないしは任意成分として記載された成分について、クレームされた数値範囲で変化させても所望の効果が得られるかが争点となっており、それ以外の成分(第三成分)を含有した場合のことはとくに問題となっていないようです。

しかし、問題となったクレームには、必須成分や任意成分として記載された成分以外の第三成分を含有した物を排除していませんので、理論上は、本件発明に係る光学ガラスはあらゆる成分を含有し得ます(もちろん、「光学ガラス」の成分として使用できる成分の種類は事実上限られるでしょうが、微量の不純物を含有することなどはあり得ます。)。特許請求の範囲の記載が第三成分(特許請求の範囲に記載されていない成分)の含有を排除していない場合、組成要件による本来の発明の効果を第三成分が阻害して所望の物性が得られなくなる(発明の効果を奏しなくなる)ことなども考えられます(逆に、組成要件とはあまり関係なく、

主に第三成分によって所望の物性が得られてしまうことなども考えられます。)

特許請求の範囲が組成要件のみである場合には、第三成分により発明の効果を奏しない構成も権利範囲に含まれてしまうので、当該第三成分を含む構成の存在がサポート要件違反の問題を生じ得ます<sup>2</sup>。これに対し、物性要件が入れておけば、第三成分により発明の効果を奏しない構成を権利範囲から除外されることとなるので、このような理由によるサポート要件違反のリスクを下げるができると考えられます<sup>3</sup>。

#### 4. 官能検査により確認される効果の記載

(知財高判平成26年3月26日・平成25年(行ケ)第10172号)

特許請求の範囲に物性要件を入れておく方が権利無効の回避という点では常に有利なのかと言うと必ずしもそうとは言えません。

例えば、知財高判平成26年3月26日・平成25年(行ケ)第10172号は、発明の効果に関する「甘味を呈さない量」が明確性要件違反に該当するとされました。

問題となった特許は、発明の名称を「渋味のマスキング方法」とする特許第3938968号であり、その発明は、渋味を呈する飲料につき、添加物の味を呈することにより他の味とのバランスを崩さずに飲料の渋味をマスキングする(渋味を抑制する)ことを課題とするものです。

問題となった特許請求の範囲の記載(訂正後)は以下のとおりです。

##### 【請求項1】

茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に、スクラロースを、該飲料の0.0012～0.003重量%の範囲であって、甘味を呈さない量用いることを特徴とする渋味のマスキング方法。(下線付加)

本件の「スクラロースを、・・・甘味を呈さない量用いる」の要件については、スクラロースの量を規定しているため、組成に関する要件であるとみることもできますが、発明の課題を、①「添加物の味を呈」しない(他の味とのバランスを崩さない)+②渋味を消す(マスキングする)、と理解できますので、特許請求の範囲の「甘味を呈さない量用いる」の記載は①に関する効果的記載であるといえま

す(スクラロースは甘味料の一種です。他の甘味料も添加する場合も考えられますが、ここでは措きます。)

組成要件:(茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に)「スクラロースを、該飲料の0.0012~0.003重量%」  
「用いる」

物性要件:「スクラロースを、・・・甘味を呈さない量用いる」

判決は以下のとおり述べて、本件発明は明確性要件に違反すると判示しました。

「そうしてみると、甘味閾値は、他の方法ではなく極限法により測定するものであることが自明であるという技術常識が存在していたとまではいえず、訂正明細書における甘味閾値の測定方法が極限法であると当業者が確定的に認識するとはいえない。

一方、甘味閾値の測定法は、人間の感覚によって甘味を判定する方法であって、判定のばらつきを統計処理し感覚を数量化して客観的に表現する官能検査の一種であり、適切な多数の被験者を用いることにより、主観的な判断や個人による差を極力抑えるものではあるが、一般に、官能検査とは、被験者の習熟度、測定法、データの解析法等により数値が異なるものであり、相互の数値の比較は困難であることが多いものと解される。

・・・

しかも、甘味閾値の測定は、人間の感覚による官能検査であるから、測定方法の違いが甘味閾値に影響する可能性が否定できないことは、上記のとおりである。

そうすると、当業者は、同一の測定方法を用いた極限法によるスクラロース水溶液の甘味閾値であっても、2つの文献で約1.6倍異なる数値が記載されている上、訂正発明における各種飲料における甘味閾値の測定は、スクラロース水溶液に比べてより困難であるから、測定方法が異なれば、甘味閾値はより大きく変動する蓋然性が高いとの認識のもとに訂正明細書の記載を読むのが相当である。

したがって、甘味閾値の測定方法が訂正明細書に記載されていなくとも、極限法で測定したと当業者が認識するほど、極限法が甘味の閾値の測定方法として一般的であるとまではいえず、また、

極限法は人の感覚による官能検査であるから、測定方法等により閾値が異なる蓋然性が高いことを考慮するならば、特許請求の範囲に記載されたスクラロース量の範囲である0.0012~0.003重量%は、上下閾値が2.5倍であって、甘味閾値の変動範囲(ばらつき)は無視できないほど大きく、「甘味の閾値以下の量」すなわち「甘味を呈さない量」とは、0.0012~0.003重量%との関係でどの範囲の量を意味するのか不明確であると認められるから、結局、「甘味を呈さない量」とは、特許法36条6項2号の明確性の要件を満たさないものといえる。」

本件発明における「甘味を呈さない量」は絶対量を数値範囲で規定しておらず、当該要件を充足するか否かは人間の感覚によって甘味を判定する官能検査によって評価するしかありません。

官能検査は、人間の感覚によって、品質の特性を評価する方法であり、食品や嗜好品などのように、機器を用いた分析では本質的な測定が困難な場合に用いられます。

そして、「甘味を呈さない量」が官能検査によらざるを得ないことに起因して、甘味の閾値の測定方法としてどの測定用法によるかは一般的に定まっていないこと、測定方法によるばらつきは無視できないほど大きいこと(2つの文献で約1.6倍異なる数値が記載されています。)、を理由として、「甘味の閾値以下の量」すなわち「甘味を呈さない量」が0.0012~0.003重量%との関係でどの範囲の量を意味するのか不明確であり、明確性要件違反があると判断しました(明細書にも甘味の閾値の測定方法についての具体的な記載はありませんでした。)

このように本件では、「甘味を呈さない量」という効果的な記載がクレームアップされており、これが明確性要件違反とされてしまいました(この要件をクレームアップしなければ、サポート要件が問題となっていたかもしれません。)

なお、本件発明のスクラロースの上限値(組成要件)は、0.003重量%であるところ、本件の明細書には、

「甘味の閾値とは、甘味物質の甘味を呈する最小値であるが、必ずしも絶対値としては表わされない。つまり、本発明者らの試験によれば、例えば、紅茶3gを100℃の熱水150gで3分間又は10分間抽出した液を試料としたとき、スクラロースの甘味の閾値は前者では0.0009重量%、後者では0.004

重量%となることが確認されている。・・・」

との説明があり、この説明によれば、スクラロースの上限値(組成要件)0.003重量%以下では、多くの場合、スクラロースは甘味を呈しないと思われます。そうすると、明確性要件違反のリスクを避けるために、あえて物性要件をクレームアップせずに、組成要件のみの記載しておくことも考えられたかもしれませんが。しかしながら、他方で、本件の明細書では、「甘味の閾値は、同一の高甘味度甘味剤でも製品中の渋味の種類あるいは強弱、塩味あるいは苦味などの他の味覚又は製品の保存あるいは使用温度などの条件により変動すると考えられるが、・・・」とも説明されているので、この説明によれば、他の味成分(甘味料以外)の影響で、0.003重量%であってもスクラロースが甘味を呈してしまう可能性があり、サポート要件違反とされるリスクも否定できません。

いずれにしても、発明の効果が官能検査で確認せざるを得ないものである場合に当該効果的記載をクレームアップする場合には、それにより、第三成分の影響によるサポート要件違反の可能性を下げることができるものの、明確性要件違反のリスクがあり、これを避けるため、官能検査の方法を慎重に記載する必要があるといえます。

この点、効果的記載をクレームアップしない場合であっても、サポート要件違反のリスクを下げるためには、発明の効果を確認するための官能検査の客観性を担保できるように慎重に記載することが好ましいことは当然ですが、クレームアップした場合と比べると、効果の確認の検査の客観性は緩くてもよいように思えます。

ただし、近時の判例には、発明の効果の確認における官能検査の手法にある程度の厳格性を要求するものがあるので(知財高判平成29年6月8日・平成28年(行ケ)第10147号)<sup>4</sup>、官能評価による効果的記載をクレームアップしない場合でも、サポート要件違反にならないように注意が必要です。)

## 5. 最後に

以上のとおり、効果的記載をクレームアップするか否かにより、サポート要件、明確性要件、侵害立証の負担等に影響を与えますので、効果的記載のクレームアップは事案ごとに慎重に検討することが必要です。

<sup>1</sup> 上記2. の判決が「一般的(な)傾向」としたのに対し、本判決は「高い蓋然性」としているが、両者の意味の違いはないように思われます。

<sup>2</sup> なお、知財高判平成29年1月31日は、物性要件の限定のない発明(組成要件のみ)において、「本件訂正発明2、5～8において、エタノールの添加量が下限値の0.001質量%である場合には、イソクエルシトリン及びその糖付加物の含有量を下限値の0.03質量%とすれば、 $\Delta b^*$ が2.5未満となり、当該発明の課題を解決できるものと、当業者が認識することができる。」としてサポート要件充足の判断をしており、数値範囲全体において発明の課題を解決できなくてもよいような判示をしています。

<sup>3</sup> ただし、権利行使の面から見ると、効果的記載を入れた場合には、対象物が当該効果を奏していることを立証することが必要となり、権利行使の要件が増えるという欠点があります(対象物の物性要件を正確に測定することが困難なこともあります。)

<sup>4</sup> トマト含有飲料の糖度及び糖酸比を特定範囲に調整することにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがあり且つトマトの酸味が抑制された、新規なトマト含有飲料等を提供することを目的とする発明において、実施例に対して、比較例及び参考例が、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量以外の成分や物性の条件をそろえたものとして記載されていない、「甘み」、「酸味」又は「濃厚」という風味を1点上げるにはどの程度その風味が強くなればよいのかをパネラー間で共通にするなどの手順が踏まれたことや、各パネラーの個別の評点が記載されていない、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」は異なる風味であるから、各風味の変化と加点又は減点の幅を等しくとらえるためには何らかの評価基準が示される必要があるものと考えられるところ、そのような手順が踏まれたことも記載されていない、などから、サポート要件に適合しないと判断した。